

第2回朝日村男女共同参画審議会 次第

日時：7月9日(金) 19時

場所：朝日村役場大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 令和3年度会議開催スケジュールについて

(2) 令和3年度朝日村男女共同参画の骨子について

(3) 条例素案の検討について

① 条例名について

- ・ 「長野県男女共同参画社会づくり条例」
- ・ 「松本市男女共同参画推進条例」
- ・ 「塩尻市男女共同参画基本条例」
- ・ 「笑顔輝く池田町男女共同参画まちづくり条例」
- ・ 「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」
- ・ 「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」

② 条例素案の内容について

ア 条例の比較（概要版）

イ 条例の比較（詳細）

ウ 本文

- ・ 前文
- ・ 責務等についての表現方法
- ・ 追加した項目：第11条、第16条、第20条

(4) その他

第3回朝日村男女共同参画審議会について

8月20日(金)14:00 朝日村大会議室

4 閉 会

<参考資料> 他市町村条例等(17 ページ～)

3 協議事項 (1) 令和3年度会議開催スケジュールについて

	1 Q			2 Q			3 Q			4 Q			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
男女共同参画庁内推進協議会及び審議会 ・ 男女共同参画基本条例制定 ・ 進捗管理・外部評価		係打ち合わせ(計画概要・条例概要)(5/14)					係打ち合わせ(条例(案)、評価、次年度計画)(10月上旬)			開始: 予算編成	確定: 予算編成(次年度)		
										係打ち合わせ(年度実績、次年度計画)(1月上旬)			
									議案(条例制定)確定(11/20)				
庁内推進協議会		第1回庁内推進協議会(計画概要・条例概要)(5/19 10:00)					第4回庁内推進協議会(条例(案)、評価、次年度計画)(10/14 10:00)						
			第2回庁内推進協議会(条例素案検討)(6/24 15:00)										
			第3回庁内推進協議会(条例素案検討)(7/30 10:00)							第5回庁内推進協議会(年度実績、次年度計画)(2/1 10:00)			
理事者協議			理事者協議(計画概要・条例概要)(6/2 10:00)					理事者協議(条例(案)、評価、次年度計画)(11月上旬)					
										理事者協議(年度実績報告、次年度計画)(2月上旬)			
経営会議			経営会議(計画概要・条例概要)(6/7)					経営会議(条例(案)、評価、次年度計画)(11月上旬)					
										経営会議(年度実績報告)(2月上旬)			
審議会			1回審議会(計画概要・条例概要)(6/7 14:00)					第4回審議会(条例(案)、評価、次年度計画)(11/19 14:00)					
			第2回審議会(条例素案検討)(7/9 19:00)								第5回審議会(年度実績報告、次年度計画)(2/18 14:00)		
			第3回審議会(条例素案検討、進捗管理)(8/20 14:00)										
			諮問: 条例	検討	⇒ ⇒ ⇒	まとめ: 条例案(8月下旬)		答申: 条例案(11/19 15:00)					
パブリックコメント						実施: 条例案パブコメ(9/10-10/09)							
						⇒ ⇒ ⇒							
議会			議会全協: 説明(推進計画・条例概要)(6/18)					議会全協: 説明(進捗管理・条例案)(11/17)					
							議会全協: 説明(条例(案)パブコメ概要)(9/17)						
								議会定例会: 説明(条例案)(12/8)					
								議会: 条例議決(12/17)			議会全協: 説明(年度実績報告、次年度計画)(3/18)		
男女共同参画推進 ・ 男女共同参画推進パンフレット作成 ・ >LGBT関係広報、DVハラスメント防止 (DV防止、ハラスメントの啓発と庁内研修会)			*第1回審議会					*第4回審議会			*第5回審議会		
			*第2回審議会			*第3回審議会			*第4回審議会			*第5回審議会	
			*委託業者決定、日程調整					パンフレット作成 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒			完成: パンフレット	配布: パンフレット	
						LGBT研修					議会: パンフ説明(3/18)		

1. 第3次計画策定におけるポイントや基本的方向性の確認

●時代変化、新たなキーワード

- 国連サミットで採択された国際目標「SDGs」
ゴール5に「ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う」が掲げられ、2030年を目指して国際的に推進。
- LGBT、ダイバーシティといった新しい多様性概念の浸透
性同一性障害など性の多様性の認知や、多様な人材の活用が進んでいる。
- 人生100年時代のライフシフト
健康長寿化が進み、アクティブシニアの活躍の場づくり、いきがづくり、リカレント教育(学びなおし)などが重要に。



- 技術革新による働き方・生活の仕方の変化
ビッグデータ、AI、ロボットなどの新技術によりテレワーク、副業など仕事の価値観や働き方に変化が生まれるとともに、よりワーク・ライフ・バランスが重視される。
- 多様化する暴力やハラスメントへの対応
女性への暴力やハラスメントが多様化。SNSなどネットメディアが浸透し、新しいネット上でのハラスメントや性暴力も生まれている。
- 新型コロナウイルス、頻発する災害への対応
災害の脅威が高まるとともに、新たな感染症のリスクが発生し、異常時における人権侵害や差別、女性への負担の偏りが問題視されている。



●国(第5次基本計画素案)の基本視点

- ① 人口減少社会の本格化と未婚・単身世帯の増加
- ② 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- ③ 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- ④ AIなどの技術進歩(第4次産業革命)
- ⑤ 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- ⑥ 頻発する大規模災害・世界規模の感染症
- ⑦ SDGsの達成に向けた世界的な潮流

課題

- 社会全体にとって: 持続可能かつ国際社会の調和した経済社会の実現に不可欠な、一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画
- 個人にとって: 性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備

【第5次基本計画素案の政策体系】

- I あらゆる分野における女性の参画拡大
 1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 2. 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
 3. 地域における男女共同参画の推進
 4. 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- II 安全・安心な暮らしの実現
 5. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 6. 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
 7. 生涯を通じた女性の健康支援
 8. 防災・復興における男女共同参画の推進
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
 9. 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
 10. 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
 11. 男女共同参画に関する国際的な強調及び貢献
- IV 推進体制の整備・強化

●県(第4次計画)の基本目標

多様なライフスタイルが実現できる信州

- めざす姿1 あらゆる分野で女性が活躍できる社会の実現
- めざす姿2 安心して子育てができる暮らしの実現
- めざす姿3 男女がともに豊かさを実感できる暮らしの実現

【施策体系】

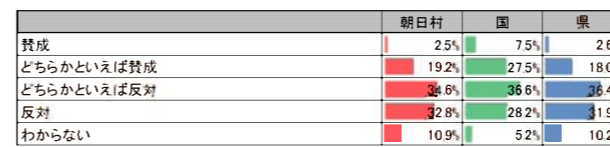
- 女性が活躍できる社会づくり
 - 目標1: 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - 目標2: 雇用の場における男女の均等な機会・待遇の確保と女性の職域拡大
 - 目標3: 農林業、商工業等の自営業における女性の参画促進
 - 目標4: 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
- 男女共同参画の基盤づくり
 - 目標5: 社会制度・慣行の男女共同参画の視点に立った見直し、意識改革
 - 目標6: 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
 - 目標7: 男性にとっての男女共同参画の推進
- 安心・安全な社会づくり
 - 目標8: 地域・防災分野における男女共同参画の推進
 - 目標9: 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
 - 目標10: 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - 目標11: 生涯を通じた男女の健康支援

●朝日村の現状・課題

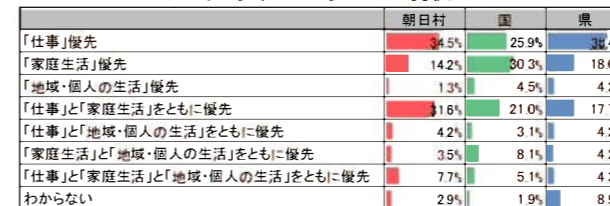
【R3. 3月 朝日村男女共同参画社会に関するアンケート調査より】

- ◎ 行政職における女性の登用や男女の機会均等は以前から進んでいる
- ◎ 国・県に比べ、男女の固定的な役割意識が低い、ワーク・ライフ・バランスが進んでいるなど、男女共同参画の取組に意欲的な村民が多い
- ◎ 家族経営協定の締結世帯が増えつつあり、女性が主要な働き手として経営参画している
- ▲ 一方、古い価値観やしきたりが残っている部分もあり、男女で役割認識等に温度差がある
- ▲ 地域活動、地域組織の役職における女性活躍が全般的に進んでいない
- ▲ 女性団体が高齢化等により活動休止。若い女性の参画と時代変化に合わせた活動への支援が課題
- ▲ 男女共同参画施策では、実施されていない事業や形骸化している事業が少なくない
- ▲ 村民も男女共同参画を村の施策として認知していない人が多い
- ▲ 情報提供の手段や周知方法が時代やこれからのライフスタイルに合っていない
- ▲ 新型コロナウイルスの影響で啓発や講演、相談等の事業が停滞している

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

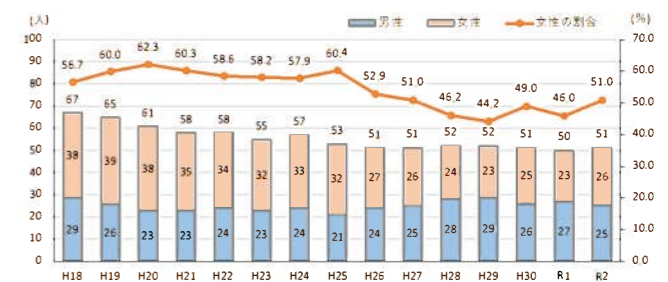


ワーク・ライフ・バランスの現状

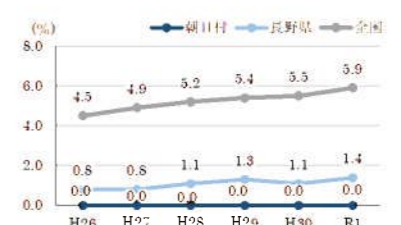


出典: 男女共同参画社会に関する村民アンケート調査より

村の正規職員に占める女性の割合(保育士含む)



自治会長(区長)に占める女性の割合



2. 第3次朝日村男女共同参画の基本理念と施策体系

- 国・県よりも全般的に男女共同参画意識や行動が進んでおり、家庭や組織で男女が立場や役割を認め合い、助け合っている姿が朝日村の良さであり強みです。
- 一方、男女共同参画計画が途切れていることから、村民に取組が十分に認識されていない問題があるほか、目標や施策を時代に合わせてアップデートさせていくことが本計画に求められます。
- 村の良さ・強みを維持しつつ、現代の最大のテーマともいえる「多様性」をキーワードに、誰もが「自分らしい選択」ができ、生き生きと輝けるむらづくりを、村民との協働によりめざします。

第2次計画(2008年度～2012年度)

基本理念

朝日のようにみんなが輝くむらづくり21

基本目標	重点目標
基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する ～女だから当たり前、男だから当然と決めつけるのはやめよう	具体的目標1 性別による差別的取扱いの根絶 具体的目標2 男女共同参画計画を推進する教育・学習の促進
基本目標Ⅱ 政策等の立案・決定への共同参画 ～「女はでしゃばるな」と決めつけるのはやめよう	具体的目標3 行政機関等における女性参画の拡大 具体的目標4 企業や地域組織における女性参画の推進
基本目標Ⅲ 家庭・社会における習慣・制度への配慮 ～「稼ぐのは男、家庭を守るのは女」と決めつけるのはやめよう	具体的目標5 家庭生活・地域活動での男女共同参画の促進 具体的目標6 男女が家庭生活と両立できる多様な働き方の促進 具体的目標7 農林業、商工業等の自営業における男女共同参画の環境づくり
基本目標Ⅳ 男女間の暴力根絶及び健康で暮らすための権利の尊重 ～男女間の暴力をなくそう	具体的目標8 男女間のあらゆる暴力の根絶 具体的目標9 セクシュアル・ハラスメントの根絶

第3次計画(2021年度～2025年度)

基本理念

認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村

基本目標(施策の柱)

I 男女共同参画の基盤整備

施策

1. 男女共同参画推進のための制度等の整備

・条例の制定 ・計画の進捗管理策定

2. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

・教育、学習の充実 ・情報発信、啓発活動 ・LGBT等、性の多様性への理解促進

II あらゆる分野における男女共同参画の推進

★この部分を、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」として一体的に策定
※女性活躍推進法:女性の職業生活分野を対象とした法律

3. ワーク・ライフ・バランスの実現のための家庭生活における男女の助け合い

・男性の家事、育児、介護等への参加と育休取得 ・意識啓発

4. 雇用の場における女性活躍の推進

・育休制度整備、促進 ・女性の再就職支援 ・テレワーク推進

5. 農家等自営業における男女共同参画の推進

・農村マイスター認定、家族経営協定促進 ・女性就農支援

6. 政策・方針決定の場における女性活躍の推進

・行政機関・審議会、委員会への女性登用 ・女性議員の増加

7. 地域・自主活動における男女共同参画の推進

・地域組織における女性リーダー育成 ・女性団体の活動支援

III 安心・安全な暮らしの実現

★この部分を、DV防止法に基づく「市町村基本計画」として一体的に策定
※女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的として作られた法律

8. 非常時における男女共同参画の推進

・女性視点での感染症拡大、災害時の体制整備

9. ライフステージに応じた健康支援

・人生100年時代の男女の健康づくり、生きがいづくり

10. 暴力やハラスメントの根絶

・DV、セクハラ、性犯罪の防止と相談

11. 困難を抱える女性等への支援

・ひとり親、貧困家庭、障がいのある方等の支援

国の第5次基本計画(素案)

I あらゆる分野における女性の参画拡大

1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
2. 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
3. 地域における男女共同参画の推進
4. 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

5. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
6. 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
7. 生涯を通じた女性の健康支援
8. 防災・復興における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

9. 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
10. 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
11. 男女共同参画に関する国際的な強調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

県の第4次計画

■女性が活躍できる社会づくり

- 目標1:政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
目標2:雇用の場における男女の均等な機会・待遇の確保と女性の職域拡大
目標3:農林業、商工業等の自営業における女性の参画促進
目標4:男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

■安心・安全な社会づくり

- 目標8:地域・防災分野における男女共同参画の推進
目標9:困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
目標10:女性に対するあらゆる暴力の根絶
目標11:生涯を通じた男女の健康支援

■男女共同参画の基盤づくり

- 目標5:社会制度・慣行の男女共同参画の視点に立った見直し、意識改革
目標6:男女共同参画を推進する教育・学習の充実
目標7:男性にとっての男女共同参画の推進

(3)-② 条例素案の内容について ア 条例の比較（概要版）

		朝日村男女共同参画推進条例（素案）		長野県男女共同参画社会づくり条例		男女共同参画社会基本法					
前文											
第1章	総則	目的	第1条	第1条	（目的）	第1条	（目的）				
		定義	第2条	第2条	（定義）	第2条	（定義）				
		基本理念	第3条（1）	第3条	（男女の人権の尊重）	第3条	（男女の人権の尊重）				
			（5）	第4条	（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重）					女性活躍推進法2条2項	（基本原則）
			（2）	第5条	（社会における制度又は慣行についての配慮）			第4条	（社会における制度又は慣行についての配慮）		
			（3）	第6条	（政策等の立案及び決定への共同参画）			第5条	（政策等の立案及び決定への共同参画）		
			（4）	第7条	（家庭生活における活動と他の活動の両立）			第6条	（家庭生活における活動と他の活動の両立）		
			（6）	第8条	（国際社会の動向を踏まえた取組）			第7条	（国際的協調）		
			（7）					第8条	（国の責務）		
		村の責務	第4条	第9条	（県の責務）	第9条	（地方公共団体の責務）				
		村民の責務	第5条	第10条	（県民の責務）	第10条	（国民の責務）				
		事業者の責務	第6条	第11条	（事業者の責務）	第11条	（法制上の措置等）				
		教育関係者の責務	第7条			第12条	（年次報告等）				
		性別による差別的扱いの禁止等	第8条	第12条	（性別による差別的扱いの禁止等）	第13条	（男女共同参画基本計画）				
		村民等に広く公示する情報に関する留意	第9条	第13条	（公衆に表示する情報に関する留意）	第14条	（男女共同参画計画）				
		第2章	基本的施策等	基本計画	第10条	第14条	（男女共同参画計画）	第14条	（都道府県男女共同参画計画等）		
				第15条	（施策の策定等に当たっての配慮）	第15条	（施策の策定等に当たっての配慮）				
				第16条	財政上の措置	第16条	（国民の理解を深めるための措置）				
施策の実施状況の公表	第11条			第17条	（施策の実施状況の公表等）	第17条	（苦情の処理等）				
啓発活動と教育の充実	第12条			第18条	（広報活動の充実）	第18条	（調査研究）				
				第19条	（教育活動等による意識の醸成）	第19条	（国際的協調のための措置）				
家庭生活における活動とその他の活動の両立	第13条			第20条	（家庭生活における活動と他の活動との両立支援）	第20条	（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）				
男女の労働に対する配慮	第14条					第21条	男女共同参画会議（設置）				
村民及び事業者に対する支援	第15条					第22条	男女共同参画会議（所掌事務）				
自営業における環境整備	第16条			第21条	（自営業における環境整備）	第23条	男女共同参画会議（組織）				
防災分野における施策	第17条			第22条	（調査研究の推進）	第24条	男女共同参画会議（議長）				
						第25条	男女共同参画会議（議員）				
		第23条	県民等に対する支援	第26条	男女共同参画会議（議員の任期）						

		朝日村男女共同参画推進条例（素案）		長野県男女共同参画社会づくり条例		男女共同参画社会基本法				
							第27条	(資料提出の要求等)		
					第24条	拠点施設の設置等				
					第25条	県の職場における環境整備等				
		委員等の構成	第18条		第26条	(附属機関の委員等の構成)				
		被害者救済のための措置	第19条		第27条	(苦情の申出等)				
		相談・苦情の申出等	第20条		第28条	(不服の申出)				
		調査研究	第21条		第29条	県男女共同推進指導委員(設置)				
					第30条	県男女共同推進指導委員(定数等)				
					第31条	県男女共同推進指導委員(任期)				
					第32条	県男女共同推進指導委員(合議による勧告等の決定)				
第3章	男女共同参画審議会	朝日村男女共同参画審議会	第22条		第33条	県男女共同参画審議会(設置)				
		任務	第23条		第34条	県男女共同参画審議会(任務)				
		組織	第24条		第35条	県男女共同参画審議会(組織)				
		任期	第25条		第36条	県男女共同参画審議会(任期)				
		委員	第26条		第37条	県男女共同参画審議会(会長)				
		会議	第27条		第38条	県男女共同参画審議会(会議)				
		事務局	第28条							
		委任	第29条		第39条	補足		第28条	(政令への委任)	
附則										

(3)-② 条例素案の内容について イ 条例の比較（詳細）

*下線部は事務局にて修正した箇所

条例・法律比較表

朝日村男女共同参画推進条例（素案）		長野県男女共同参画社会づくり条例		男女共同参画社会基本法	
基本理念に関する項目	(1)ダイバーシティの実現を目指し、全ての人が、性別にかかわらず個人としての尊厳が重んぜられること、性的な差別を受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること及び男女の基本的な権利が尊重されること。	第3条	（男女の権利の尊重） 男女共同参画社会づくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等男女の権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。	第3条	（男女の権利の尊重） 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
	(2)性別による固定的な観念に基づく役割分担による社会のさまざまな制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度、慣行が男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。	第5条	（社会における制度又は慣行についての配慮） 男女共同参画社会づくりに当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されなければならない。	第4条	（社会における制度又は慣行についての配慮） 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
	(3)男女が社会の対等な構成員として <u>村その他あらゆる場</u> における施策又は方針の決定及び立案の場に <u>共同して</u> 参画する機会が確保されること。	第6条	（政策等の立案及び決定への共同参画） 男女共同参画社会づくりは、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。	第5条	（政策等の立案及び決定への共同参画） 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
	(4)家族を構成する男女が相互の協力及び社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、就業その他の社会活動を行うことができるよう配慮されること。	第7条	（家庭生活における活動と他の活動の両立） 男女共同参画社会づくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。	第6条	（家庭生活における活動と他の活動の両立） 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
	(5)妊娠、出産等について男女が互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。	第4条	（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重） 男女共同参画社会づくりは、生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。	女性活躍推進法2条2項	（基本原則） 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として行われなければならない。
	(6)男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを理解し、国際協調のもとに行われること。	第8条	（国際社会の動向を踏まえた取組） 男女共同参画社会づくりの促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会づくりは、国際社会の動向を踏まえながら推進されなければならない。	第7条	（国際的協調） 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。
	(7)職業生活における男女の不均衡を是正するとともに、家庭生活における男性の参画を推進し、女性活躍ができること。	第7条	（上記第7条参照）	女性活躍推進法2条2項	（上記 女性活躍推進法第2条第2項参照）

朝日村男女共同参画推進条例（素案）			長野県男女共同参画社会づくり条例		男女共同参画社会基本法	
責務等に関する項目	第4条	<p>村の責務</p> <p>村は、前条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。）を総合的に策定し、実施するものとする。</p> <p>村は、前条の施策を実施するに当たり、村民、事業者、教育関係者、区、地区等と協働して取り組むものとする。</p>	第9条	<p>（県の責務）</p> <p>県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会づくりに関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県民、事業者及び市町村等と協働するよう努めるものとする。</p>	第9条	<p>（地方公共団体の責務）</p> <p>地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>
	第5条	<p>村民の責務</p> <p>村民は、基本理念に基づき、家庭、地域、職場、学校その他あらゆる分野において男女共同参画を推進するよう努めるものとする。</p> <p>村民は、村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	第10条	<p>（県民の責務）</p> <p>県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>		
	第6条	<p>事業者の責務</p> <p>事業者は、基本理念に基づき、男女共同参画を推進し、男女が事業活動に対等に参画する機会を確保するとともに、職業生活と家庭生活との両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場の環境づくりに努めるものとする。</p>	第11条	<p>（事業者の責務）</p> <p>事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	第10条	<p>（国民の責務）</p> <p>国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。</p>
	第7条	<p>教育関係者の責務</p> <p>教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進のための教育を行うよう努めるものとする。</p>	第10条	（上記第10条参照）		
	第8条	<p>性別による差別的扱いの禁止等</p> <p>何人も、家庭、地域、職場、学校、その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的な取扱い、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を行ってはならない。</p>	第12条	<p>（性別による差別的扱いの禁止等）</p> <p>何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由として差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をしてはならない。</p> <p>3 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアルハラスメント（性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。第25条第1項第3号において同じ。）を行ってはならない。</p>		
	第9条	<p>村民等に広く公示する情報に関する留意</p> <p>何人も、<u>公共の場所あるいは公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して広く表示する情報において</u>、性別による固定的な観念に基づく役割分担、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。</p>	第13条	<p>（公衆に表示する情報に関する留意）</p> <p>何人も、公共の場所又は公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。</p> <p>（1） 性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現</p> <p>（2） みだりに女性の身体を強調する等の過度の性的な表現</p>		

朝日村男女共同参画推進条例（素案）				長野県男女共同参画社会づくり条例		男女共同参画社会基本法	
基本的 施策等 に関する 項目	第10条	基本計画	村は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない。	第14条	（男女共同参画計画） 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めようとするときは、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県男女共同参画審議会の意見を聴かなくてはならない。 2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。	第14条3項	（都道府県男女共同参画計画等） 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
	第11条	施策の実施状況の公表	村は、男女共同参画に関する施策の実施状況についてその概要を公表するものとする。	第17条	（施策の実施状況の公表等） 知事は、毎年、県が講じた男女共同参画づくりの促進に関する施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況について、その概要を公表しなければならない。		
	第12条	啓発活動と教育の充実	村は、男女共同参画の推進に関する啓発活動を行うとともに、教育、学習の充実に努めるものとする。	第18条 第19条	（広報活動の充実） 第18条 県は、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、男女共同参画社会づくりに関する広報活動の充実その他の措置を講ずるものとする。 （教育活動等による意識の醸成） 第19条 県は、男女共同参画社会づくりについて教育の果たす役割の重要性にかんがみ、学校教育その他のあらゆる教育活動及び学習活動により、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐむよう努めるものとする。	第16条	（国民の理解を深めるための措置） 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
	第13条	家庭生活における活動とその他の活動の両立	村は、男女が家庭生活における活動と職業活動及びその他の活動を両立することができるように必要な支援を行うよう努めるものとする。	第20条	（家庭生活における活動と他の活動との両立支援） 第20条 県は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように必要な支援を行うよう努めるものとする。		
	第14条	男女の労働に対する配慮	村は、男女共同参画の推進における労働の果たす役割の重要性に鑑み、積極的格差是正措置の周知と普及に努め、あらゆる労働の場で男女の均等な機会と平等な待遇を実現するよう、事業者等に働きかけるよう努めるものとする。			第11条	（法制上の措置等） 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
	第15条	村民及び事業者に対する支援	村は、村民及び事業者が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	第23条	県は、県民及び事業者が行う男女共同参画社会づくりの形成に関する活動並びに市町村が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。		
	第16条	自営業における環境整備	村は、自営の農林業、商工業に従事する男女が、正当な評価のもと、能力を十分に発揮し、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、環境整備に努めるものとする。	第21条	（自営業における環境整備） 第21条 県は、自営の農林業、商工業等に従事する女性が、正当な評価のもとに、その主体性をいかし、その能力を十分に発揮して、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるための環境整備に努めるものとする。	第20条	（地方公共団体及び民間の団体に対する支援） 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
	第17条	防災分野における施策	村は、防災の分野において、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めるものとする。	第15条	（施策の策定等に当たっての配慮） 県は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会づくりに配慮するものとする。	第11条	（上記第11条参照）
第18条	委員等の構成	村は、附属機関の委員等について、男女の数に配慮した構成に努めるものとする。	第26条	（附属機関の委員等の構成） 県は、附属機関の委員等について、できる限り男女の数が均衡した構成とするよう努めるものとする。			

朝日村男女共同参画推進条例（素案）				長野県男女共同参画社会づくり条例		男女共同参画社会基本法	
第19条	被害者救済のための措置	村は、性別に基づく差別、人権の侵害等をなくすよう取り組むとともに、当該行為の被害者救済のための措置を講ずるものとする。	第27条 第28条	（苦情の申出等） 第27条 県民及び県内に事務所又は事業所を有する事業者は、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策若しくは男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合又は男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合は、知事に対し、その旨を申し出ることができる。（2項以下省略） （不服の申出） 第28条 前条第1項の申出を行った者で、同条第3項及び第4項の対応等に対して不服があるものは、長野県男女共同参画推進指導委員に対し、書面により、その旨を申し出ることができる。（2項以下省略）			
第20条	相談・苦情の申出等	村は、村が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての相談及び苦情を受けたときは、関係機関と連携し、適切に処理しなければならない。	第27条 第28条	（上記27・28条参照）	第17条	（苦情の処理等） 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。	
第21条	調査研究	村は、村民、事業者等を対象に、男女共同参画の推進に必要な調査及び研究を行うものとする。	第22条	（調査研究の推進） 第22条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。 2 知事は、前項の調査研究において必要があると認める場合は、事業者の協力を得た上でその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる	第18条	（調査研究） 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。（上記第10条参照）	

(3)-② 条例素案の内容について ウ 本文

朝日村男女共同参画推進条例(素案)

目次

前文

第1章 総則(第1—第9条)

第2章 基本的施策等(第10条—第18条)

第3章 男女共同参画審議会(第19条—第26条)

附則

私たちの朝日村は、農業を基幹産業とする本村の地域性を踏まえた男女共同参画を推進してきた。

以後、本村を取り巻く社会環境は大きく移り変わり、少子高齢化や非農家の増加など、人々のライフスタイルや価値観に変化が生じてきている。男女が互いに支え合い、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現という基本理念に変わりはないものの、現在では、男女という性別自体を越えて、多様な性のあり方を認め、いかに個人が自分らしい生き方を選択できるかが問われる時代になっている。

こうした時代変化や本村の現状と課題を踏まえながら、基本理念を「認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村」とし、個人の違いを認め合い、互いに助け合いながら、一人一人が自分らしく活躍できる一歩進んだ男女共同参画の村づくりを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、並びに村、村民及び事業者などの責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重された豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

<説明事項>

*下線部は事務局にて変更した箇所

【庁内協議会】

農業だけではなく住宅団地に住む村民も一定数いることから一言追加

【庁内の意見】

第3次計画の基本理念のため、条例に入れるかは検討が必要。

【事務局】

「事業者など」を追加

【ご意見】

「男女共同参画社会」の実現としてみては。

- (1) **男女共同参画** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ共に責任を担うことをいう。
- (2) **ダイバーシティ** 性別、人種の違いにかかわらず、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。
- (3) **女性活躍** 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性及び能力を十分に発揮して職業生活において活躍することをいう。
- (4) **積極的格差是正措置** 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関わる男女間の格差を是正するため必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) **ワーク・ライフ・バランス** 一人一人がやりがい、充実感を享受しながら職業生活上の責務を果たすとともに、家庭生活、地域活動等においても、子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じて様々な生き方が選択・実現できることをいう。
- (6) **ハラスメント** 性的言動による「セクシャル・ハラスメント」、職場の職権等を濫用した「パワー・ハラスメント」、妊娠、出産、育児休業等の取得を理由とした「マタニティ・ハラスメント」など職場等における優位性を背景にし、意図的であるとないにかかわらず、相手の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は生活環境を害する人権侵害を総称していう。
- (7) **ドメスティック・バイオレンス** 配偶者や恋人など親密な関係にある、若しくはあった者に対し、故意又は偶然にかかわらず、身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与えるような暴力行為のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) **ダイバーシティの実現**を旨とし、全ての人々が、性別にかかわらず個人としての尊厳が重んぜられること、性別的な差別を受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること及び男女の人権が尊重されること。

【ご意見】

国・県と同様に「男女共同参画社会」とした方が明確では。

【事務局】

「基本的人権」より変更

(2) 性別による固定的な観念に基づく役割分担による社会のさまざまな制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度、慣行が男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として村その他あらゆる場における施策又は方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、就業その他の社会活動を行うことができるよう配慮されること。

(5) 妊娠、出産等について男女が互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを理解し、国際協調のもとに行われること。

(7) 職業生活における男女の不均衡を是正するとともに、家庭生活における男性の参画を推進し、女性活躍ができること。

(村の責務)

第4条 村は、前条に規定する基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。)を総合的に策定し、実施するものとする。

2 村は、前条の施策を実施するに当たり、村民、事業者、教育関係者等と協働して取組むものとする。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念に基づき、家庭、地域、職場、学校その他あらゆる分野において男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 村民は、村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女共同参画を推進し、男女が事業活動に対等に参画する機会を確保するとともに、職業生活と家庭生活との両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場の環境づくりに努めるものとする。

(教育関係者の責務)

【事務局】

国・県を参考に事務局にて修正済

【ご意見】

市町村は「を考慮して取り組むこと」の方が自然

【参考】資料 P8

法律

○理念：「～しなければならない」

○責務について：「市町村は～する責務を有する」

「国民は～するよう努めなければな

第7条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進のための教育を行うよう努めるものとする。

(性別等による差別的扱いの禁止)

第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校、その他の社会のあらゆる場において、性別を理由とする差別的な取扱い、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を行ってはならない。

(村民等に広く公示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公共の場所あるいは公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して広く表示する情報において、性別による固定的な観念に基づく役割分担、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を用いないように努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画基本計画)

第10条 村は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 村は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、朝日村男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、村民の意見を反映することができるような措置を講ずるものとする。

3 前項の規定は男女共同参画計画の変更について準用する。

4 村は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の実施状況の公表)

第11条 村は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についてその概要を公表するものとする。

(啓発活動と教育の充実)

第12条 村は、男女共同参画の推進に関する啓発活動を行うとともに、教育、学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動の両立)

第13条 村は、男女が家庭生活における活動と職業活動及びその他の活動を両立することができるように環境整備その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(男女の労働に対する配慮)

第14条 村は、男女共同参画の推進における労働の果たす役割の重

【事務局】
第8条と整合させるため変更

【事務局】
「基本計画」より
条文と合わせ「男女共同参画基本計画」に変更

【事務局】
進捗管理の実施と
公表についての条文を追加した。

第 23 条 審議会は、男女共同参画推進のための計画の策定及び変更等について調査、審議、評価、検証のうえ、村長に意見を述べることができる。

(組織)

第 24 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、男女いずれか一方が 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、学識経験を有する者、男女共同に関する団体の構成員で、その団体の代表者が推薦する者その他村長が必要とする者の中から村長が委嘱する。

(任期)

第 25 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残存期間とし、再任を妨げない。

(委員)

第 26 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 27 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認められるとき、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第 28 条 審議会の事務局は男女共同参画の担当課に置く。

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

【事務局】

審議会設置要綱に基づき変更済

【事務局】

「当該諮問に関わる審議が終了するまで」から変更済

【事務局】

「総務課」より変更済

要性に鑑み、積極的格差是正措置の周知と普及に努め、あらゆる労働の場で男女の均等な機会と平等な待遇を実現するよう、事業者等に働きかけるよう努めるものとする。

(村民及び事業者に対する支援)

第15条 村は、村民及び事業者が行う男女共同参画に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自営業における環境整備)

第16条 村は、自営の農林業、商工業に従事する男女が、正当な評価のもと、その主体性を生かし、能力を十分に発揮し、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、環境整備に努めるものとする。

(防災分野における施策)

第17条 村は、防災の分野において、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めるものとする。

(委員等の構成)

第18条 村は、附属機関の委員等について、男女の委員の数の均衡に配慮した構成に努めるものとする。

(被害者救済のための措置)

第19条 村は、性別に基づく差別、人権の侵害等をなくすよう取組むとともに、当該行為の被害者救済のための措置を講ずるものとする。

(相談・苦情の申出等)

第20条 村は、村が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての相談及び苦情を受けたときは、関係機関と連携し、適切に処理しなければならない。

(調査研究)

第21条 村は、村民、事業者等を対象に、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査及び研究を行うものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(朝日村男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的及び計画的に行う上で必要な事項について調査及び審議を行うため、朝日村男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

【事務局】

自営業における環境整備の項目を追加した。

【事務局】

「数の配慮」だけでは不十分であったため事務局で補正済

【事務局】

18~21条については内容に基づき一部順番を変更済

【事務局】

相談・苦情に関する項目を追加

【事務局】

他市町村にならない下線部を追加

＜参考資料＞ 他市町村条例等

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日号外法律第78号)

最終改正:平成11年12月22日号外法律第160号

改正内容:平成11年12月22日号外法律第160号[平成13年1月6日]

○男女共同参画社会基本法
〔平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号〕
〔総理大臣署名〕

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則[平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日[平成十三年一月六日]から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 [略]

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則[平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄]

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

改正 平成19年7月17日条例第35号

長野県男女共同参画社会づくり条例をここに公布します。

長野県男女共同参画社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条～第13条)

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の推進

第1節 男女共同参画計画等(第14条～第17条)

第2節 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等(第18条～第26条)

第3節 苦情の処理等(第27条・第28条)

第3章 長野県男女共同参画推進指導委員(第29条～第32条)

第4章 長野県男女共同参画審議会(第33条～第38条)

第5章 補則(第39条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子差別撤廃条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきた。

こうした国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性就業率が高く、女性が農業等の産業における重要な担い手になっている長野県においても、男女共同参画計画の策定を始めとした諸施策を実施してきた。

しかしながら、依然として性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く残っており、そのことによる社会のさまざまな場面での男女間の不平等や暴力などの問題が存在し、真に男女平等な社会の実現には至っていない状況にある。

こうした中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくためにも、緊急かつ重要な課題となっている。

このような認識に基づき、県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる長野県を、県と県民と事業者が協働して築くことを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画社会づくり」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善する上で適切な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会づくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重)

第4条 男女共同参画社会づくりは、生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第5条 男女共同参画社会づくりに当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第6条 男女共同参画社会づくりは、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第7条 男女共同参画社会づくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際社会の動向を踏まえた取組)

第8条 男女共同参画社会づくりの促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会づくりは、国際社会の動向を踏まえながら推進されなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会づくりに関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県民、事業者及び市町村等と協働するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第10条 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第12条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由として差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をしてはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアルハラスメント(性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。第25条第1項第3号において同じ。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第13条 何人も、公共の場所又は公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現

(2) みだりに女性の身体を強調する等の過度の性的な表現

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の推進

第1節 男女共同参画計画等

(男女共同参画計画)

第14条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めようとするときは、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県男女共同参画審議会の意見を聴かなくてはならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 県は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会づくりに配慮するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、男女共同参画社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表等)

第17条 知事は、毎年、県が講じた男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況について、その概要を公表しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会づくりの推進状況を勘案し、県の施策等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第2節 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等

(広報活動の充実)

第18条 県は、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、男女共同参画社会づくりに関する広報活動の充実その他の措置を講ずるものとする。

(教育活動等による意識の醸成)

第19条 県は、男女共同参画社会づくりについて教育の果たす役割の重要性にかんがみ、学校教育その他のあらゆる教育活動及び学習活動により、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立支援)

第20条 県は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように必要な支援を行うよう努めるものとする。

(自営業における環境整備)

第21条 県は、自営の農林業、商工業等に従事する女性が、正当な評価のもとに、その主体性をいかし、その能力を十分に発揮して、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるための環境整備に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第22条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の調査研究において必要があると認める場合は、事業者の協力を得た上でその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第23条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画社会づくりの促進に関する活動並びに市町村が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置等)

第24条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援するための総合的な拠点施設を設置するとともに、全県にわたり男女共同参画社会づくりを推進する体制を整備して、これら施策の充実を図るものとする。

(県の職場における環境整備等)

第25条 県は、県の職員が勤務する職場において、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 性別による固定的な役割分担意識を払しょくするための取組
- (2) 男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うための支援
- (3) セクシュアルハラスメントその他の男女共同参画社会づくりを阻害する要因による人権侵害のない環境の整備

2 県は、県の職員について、女性の登用を促進し、及び職域を拡大するための総合的な取組を推進するものとする。

(附属機関の委員等の構成)

第26条 県は、附属機関の委員等について、できる限り男女の数が均衡した構成とするよう努めるものとする。

第3節 苦情の処理等

(苦情の申出等)

第27条 県民及び県内に事務所又は事業所を有する事業者は、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策若しくは男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合又は男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合は、知事に対し、その旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けた場合において必要があると認めるときは、関係する他の県の機関に対し、当該申出に対する対応を求めることができる。

3 知事及び前項の規定により対応を求められた関係機関は、第1項の申出に対し、男女共同参画社会づくりの推進に資するよう、迅速かつ適切に対応するものとする。

4 知事及び前項の関係機関は、第1項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望その他の行為を行うことができる。

(不服の申出)

第28条 前条第1項の申出を行った者で、同条第3項及び第4項の対応等に対して不服があるものは、長野県男女共同参画推進指導委員に対し、書面により、その旨を申し出ることができる。

2 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の申出を受けた場合においては、別に定めるものを除き、その内容を審査し、申出者に対しその結果及び理由を書面により通知しなければならない。

3 長野県男女共同参画推進指導委員は、第1項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、協力を得た上で資料の提出及び説明を求めることができる。

4 長野県男女共同参画推進指導委員は、第2項の審査の結果必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、是正若しくは改善の措置を講じ、又は前項の関係者に対する助言、是正の要望その他の行為を行うよう勧告することができる。

5 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の勧告をした場合において、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、当該勧告の内容を公表することができる。

6 関係する県の機関は、第4項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第3章 長野県男女共同参画推進指導委員

(設置)

第29条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、長野県男女共同参画推進指導委員(以下「指導委員」という。)を設置する。

(定数等)

第30条 指導委員の定数は、3人とする。

2 指導委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第31条 指導委員の任期は、2年とする。

(合議による勧告等の決定)

第32条 第28条第4項の規定による勧告及び同条第5項の規定による公表の決定は、指導委員の合議によるものとする。

第4章 長野県男女共同参画審議会

(設置)

第33条 男女共同参画社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、長野県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第34条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
- (2) 県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に関する事項
- (3) 男女共同参画社会づくりの推進状況に関する事項
- (4) その他男女共同参画社会づくりに関する重要事項

2 審議会は、前項第2号に規定する施策の実施状況について調査審議し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第35条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。
- 委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第36条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第37条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 会長は、会務を総理する。
- 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第38条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 会議は、原則として公開とする。

第5章 補則

(補則)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章第3節、第3章、第4章、附則第3項及び附則第4項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画については、第14条第1項に規定する手続を経て定められたものとみなす。
- 第4章の規定の施行の際現に長野県男女共同参画推進委員会設置要綱(平成12年3月31日付け11女第153号社会部長通知)の規定に基づき長野県男女共同参画推進委員として委嘱されている者は、その際第35条第3項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、第36条の規定にかかわらず、その者の長野県男女共同参画推進委員としての残任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2中

「総合計画審議会の委員及び専門委員」を「総合計画審議会の委員及び専門委員」「男女共同参画推進指導委員」「男女共同参画審議会の委員」に改める。

(長野県男女共同参画センター条例の一部改正)

5長野県男女共同参画センター条例(昭和59年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「男女共同参画社会の形成の促進を図るため」を「男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援するための総合的な拠点施設として」に改める。

第6条第1号中「男女共同参画社会の形成」を「男女共同参画社会づくり」に改める。

附 則(平成19年7月17日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

条例第35号

前文

わたくしたちのまち松本は、恵まれた素晴らしい自然環境のなかで、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、芸術文化を育みながら、市民一人ひとりが互いを思いやり、誰もが性別により差別されることなく、健康で安心して暮らせる社会をめざし、まちづくりに取り組んできた。

しかしながら、依然として人々の心の中にある性別役割分担意識や地域・職場等の中にある性別による制度・慣行が根強く残るなど、実質的な男女の平等はいまだ十分に保障されているとはいえない。

本市では、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、女性センターを拠点として地区福祉ひろば及び子育て支援総合センター等と有機的な連携を図り、男女共同参画の推進のための施策を実施しながら、男女共同参画に関する行動計画を策定し、男女共同参画社会の形成に取り組んでいる。

わたくしたちは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮することができる社会づくりを強く自覚し、すべての人々の参加と連携のもと、男女共同参画を推進するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に係る基本理念及び市等の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ、共に責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、当該機会をより積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されること等男女の基本的権利が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会のさまざまな制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市その他あらゆる場における政策又は方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な役割を担いつつ、就業その他の社会的活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 妊娠、出産等について、男女が互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向に配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者と協働するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関して男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に向けた教育を行うよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。以下同じ。)を行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対し、身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

4 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力等を助長し、又は連想させるような表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、松本市男女共同参画推進委員会(第15条第1項を除き、以下「委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年度男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、公表しなければならない。

(基本的施策)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成を促進するため、次に掲げる基本的な施策を行うものとする。

(1) 基本理念に関する啓発活動を行うとともに、教育・学習の充実に努めること。

(2) 附属機関等の委員等を任命等する場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めること。

(3) 自治会等あらゆる場において、男女が共に活躍できる環境の整備を図るとともに、男女が平等に参画する機会を確保するため、家庭生活における活動とその他の活動が両立できるように必要な支援を行うこと。

(4) 女性に対するあらゆる暴力をなくすための取組みと、被害者救済のための必要な措置を講ずること。

(5) 生涯にわたり男女が心身ともに健康な生活ができるよう、性に関する教育、相談その他必要な支援を行うこと。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実現するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(苦情等の申出)

第13条 市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情又は意見があるときは市長にその旨を申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くものとする。

(被害者の相談)

第14条 市は、性別を理由とする差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスによって人権が侵害された者から相談があったときは、関係機関との連携を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進委員会)

第15条 男女共同参画の推進に関する必要な事項について審議等をするため、松本市男女共同参画推進委員会を設置する。

2 委員会は、この条例により付与された権限に属する事項を行うとともに、次に掲げる事項について審議及び協議するほか、必要に応じて市長に対して提言を行うことができる。

(1) 男女共同参画社会の形成に係る諸問題の把握と本市における必要な施策の策定に関すること。

(2) 松本市女性センターの運営に関すること。

(3) トライあい・松本の運営に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

第16条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が任命する。

2 委員の構成は、男女のいずれか一方の数が委員総数の10分の4未満にならないものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選とする。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第17条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

第18条 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松本市男女共同参画推進委員会条例の廃止)

2 松本市男女共同参画推進委員会条例(平成13年条例第63号)は、廃止する。

(松本市男女共同参画推進委員会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の松本市男女共同参画推進委員会条例(以下この項において「委員会条例」という。)の規定に基づき任命されている委員及び互選されている委員長並びに副委員長は、この条例の規定に基づき任命され、又は互選されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、委員会条例の規定に基づき任命された日から起算する。

塩尻市男女共同参画基本条例

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策等(第8条—第13条)

第3章 男女共同参画審議会(第14条—第18条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって個人の尊厳と男女の平等を基礎とした豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアルハラスメント 他者の意に反する形でこれに向けて性的な言動を行うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女が性別により差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 男女共同参画社会の形成は、性別による固定的な役割分担などによる社会の制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の理解や協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活においてその家庭におけるそれぞれの責任を果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるように配慮されなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、施策を実施するに当たり、国、他の地方公共団体及び関係団体との連携に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアルハラスメント
- (3) 女性に対する暴力

2 市は、前項各号に掲げる行為の防止に努めるものとする。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画基本計画)

第8条 市長は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的かつ長期的な目標及びその施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画基本計画を定めようとするときは、市民の意見を反映するよう努めなければならない。

4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(事業者及び市民の理解を深めるための措置)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成に対する事業者及び市民の理解が深まるよう広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

(事業者及び市民の自主的な活動の支援)

第10条 市は、事業者及び市民が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、学習及び教育の推進並びに情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民相談等)

第11条 市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談に対する助言指導を行うとともに、その他関係機関等との連携を図るなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、施策の策定及び実施等に関し、調査研究等必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第13条 市は、事業者及び市民の協力の下に施策を推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(設置等)

第14条 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、塩尻市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議するものとする。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他施策の基本的事項及び重要事項

3 審議会は、施策の基本的事項及び重要事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体等の役職者
- (3) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第17条 審議会は、必要に応じ専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

(補則)

第18条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 2 塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和34年塩尻市条例第21号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成25年5月20日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

田村市男女共同参画推進条例

目次

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 基本的施策(第10条—第21条)

第3章 男女共同参画審議会(第22条—第27条)

第4章 雑則(第28条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、市、市民及び企業等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本目標(以下「基本目標」という。)の基本的施策となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) ダイバーシティ 性別、人種等の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (5) 企業等 市内において事業を営む法人(個人事業主を含む。)及びその他団体をいう。
- (6) 行政区等 田村市行政区に関する条例(平成17年条例第8号)に規定されている行政区及びその他市民活動を促進するために組織された団体をいう。
- (7) ワーク・ライフ・バランス 一人ひとりがやりがい、充実感等を享受しながら職業生活上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動等においても、子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。
- (8) ハラスメント 性的言動による「セクシュアル・ハラスメント」、妊娠、出産、育児休業等の取得を理由とした「マタニティ・ハラスメント」など、職場等における優位性を背景にし、相手の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は生活環境を害する人権侵害を総称していう。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある者又はあった者から振られる暴力行為(身体的、精神的、性的、社会的及び経済的に有害な影響を及ぼす言動)をいう。
- (10) 女性活躍 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性及び能力を十分に発揮して職業生活において活躍することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて推進していかなければならない。

- (1) ダイバーシティの実現を目指し、性別にかかわらず個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、個人として個性及び能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担を反映した社会の制度及び慣行が、男女の社会における活動の選択を阻害することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、全ての団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援のもとに、子育て、介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性について理解を深め、妊娠又は出産に関する事項に関し双方の意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを理解し、国際的協調のもとに行われること。
- (7) 職業生活における男女の不均衡を是正するとともに、家庭生活における男性の参画を推進し、女性活躍ができること。
- (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、基本目標を総合的に策定し、計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、県その他地方公共団体との連携を図るとともに、市民、企業等及び行政区等と協働して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、あらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する基本目標を達成できるよう協力を努めなければならない。

(企業等の責務)

第6条 企業等は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、男女共同参画を推進し、男女が事業活動に对等に参画する機会を確保するとともに、職業生活と家庭生活との両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスに取り組む等、職場の環境づくりに努めなければならない。

2 企業等は、市が実施する基本目標の実現に協力するように努めなければならない。

(教育等関係者の責務)

第7条 教育等関係者は、男女共同参画のための教育、保育及び学習の重要性を十分認識し、基本理念に配慮した教育、保育及び学習に努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、あらゆる場において、性別を理由とする差別的な取扱い、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を行ってはならない。

(市民等に広く表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、市民、企業等及び行政区等に広く表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識、又はハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を助長する表現及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を用いないように努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市は、基本計画の策定又は重要な変更を行うに当たっては、あらかじめ田村市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、企業等及び行政区等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

3 市は、基本計画を策定又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(広報活動等の促進)

第12条 市は、男女共同参画への理解を深めるため、様々な機会や媒体を活用し、男女共同参画に関する広報活動及び情報提供等を行うものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第13条 市は、市民、企業等及び行政区等が行う男女共同参画の推進を図るための活動に関して、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

(意見及び相談への対応)

第14条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての意見及び相談(次項において「意見等」という。)を受けたときは、関係機関と連携し、適切に対応しなければならない。

2 市は、前項の規定による意見等に対応するために必要があると認めるときは、田村市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(積極的改善措置)

第15条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、企業等及び行政区等と協力し、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市その他執行機関は、附属機関の委員の構成において男女の均衡を図るため、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

3 市は、職業生活における男女の不均衡を是正し、女性活躍を推進するため、次に掲げる積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

(1) 職業生活と家庭生活との円滑な両立が可能となるよう、保育及び介護を支援する環境の整備を図ること。

(2) 女性活躍を推進し、意思決定過程への参画拡大及び正規雇用として積極的な登用・育成を図るため、企業等に対する啓発活動、情報提供その他必要な措置を講じること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、国及び県等と連携して女性活躍の推進を図ること。

(家庭生活、職業生活等の両立支援及び生涯を通じた男女の健康支援)

第16条 市は、男女が共に子育て、介護その他家庭生活における活動と職業生活、地域活動その他社会のあらゆる分野における活動との両立ができるよう、環境整備その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、女性が妊娠及び出産に関わる身体機能を持つことに配慮するとともに、男女の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るため、健康相談、医療の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(被害者等への支援)

第17条 市は、第8条に規定する行為の被害者等に対し、関係機関と連携を図り、必要な支援に努めるものとする。

(防災及び復興分野における施策)

第18条 市は、防災及び復興分野において、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めるものとする。

(推進の体制)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、企業等及び行政区等による男女共同参画の取組を支援するための環境整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じよう努めるものとする。

(調査研究等)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第21条 市は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第22条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査及び審議するため、田村市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する事項について調査し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第23条 審議会は、委員12人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は10分の4未満とならないよう努めるものとする。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者及び市民から公募に応じた者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された審議会の最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、男女共同参画の担当課において処理する。

(その他)

第27条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和3年度進捗管理シート[第3次朝日村男女共同参画計画]

基本 目標	No	施策	取組	具体的な取組内容	主幹課	計画の目標値			年度別計画 重点的に取組む年度					令和3年度 取組状況		令和4年度以降の 方針				
						指標	現状値	目標値 (R7)	R3	R4	R5	R6	R7	目標	成果					
															達成率(%)		達成状況			
基本目標Ⅰ「男女共同参画社会」用語の認知度 現状値：52.4% ⇒ 目標値(R7)：60.0%																				
Ⅰ 男女共同参画の 基盤整備	2	男女共同参画推進のための制度等の整備	1-1	男女共同参画基本条例の制定	計画期間中の男女共同参画基本条例制定を目指す。	総務課	男女共同参画基本条例の制定	-	制定済	制定	-	-	-	-	令和3年度中に制定。					
			1-2	男女共同参画計画の進捗管理	朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会の定期開催による計画の進捗管理・検証を行う。 朝日村男女共同参画推進協議会において外部評価、取組の改善を図る。 計画の更新時期に合わせて「男女共同参画社会に関する村民アンケート」を実施し、村民の意識や行動の変化等を計測し、男女共同参画施策の進捗管理を行う。	総務課	男女共同参画計画庁内推進協議会の年間の開催数	4回 (R2年)	2回	審議会・庁内推進協議会にて進捗管理	⇒	⇒	⇒	⇒	村民アンケート実施(計画更新時) 審議会、庁内推進協議会各3回の開催を予定。					
	2	男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	2-1	男女共同参画社会に関する情報発信	村民向け男女共同参画推進パンフレットの作成。 村のホームページ上に特設ページを設置し、相談窓口も併せて情報提供する。	総務課	村民向け男女共同参画推進パンフレットの作成	-	作成済	パンフレット作成	特設ページ設置、編集	継続⇒	⇒	⇒	⇒	・3月パンフレット作成、全戸配布。 ・村ホームページに男女共同に関する特設ページを設置するための情報収集。 ・村ホームページに相談窓口を掲載する。				
			2-2	男女共同参画に関する学習機会づくり	男女共同参画に関する村民向けの講座の実施をする。(オンライン講座も検討) 公民館講座を年1回実施し、幅広い男女の講座への参加を促す。	総務課 教育政策課	男女共同参画に関する村民向け講座等あらゆる催しの参加者数 ジェンダーという用語の認知度	- 47.80%	180人 増加	情報収集 講座を実施	村民向け講座開催 未定	継続・参加者数の増加	⇒	⇒	⇒	⇒	村民向け講座を来年度以降実施するための情報収集。 LGBT啓発の講座を公民館分館運営委員研修会で開催			
			2-3	多様な性のあり方についての理解促進	図書館に関連本のコーナーを作り、村民の関心喚起、学びのきっかけづくりを行う。	教育政策課	コーナーの設置	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	定着を図るため期間を決めてジェンダー関連本コーナーを設置する。		
					健康ガイド・健康情報誌等によりLGBT等を含めた性に関する情報を提供し、理解促進を図る。 LGBTの方に対して今後行政サービスでできることを検討する。 県の「女性相談センター」や「男女共同参画センターあいとびあ」等と連携し、共同で相談支援を行う。	住民福祉課	情報の提供	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	LGBT等を含めた性に関する情報を広報1回掲載し周知する。		
					役場の各種申請書に関する性別欄の見直し。 LGBTの理解促進のため広報誌に特集を組む等村民への啓発に努める。	総務課	手続きの把握	申請書の性別欄の見直し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・申請書性別欄見直しに関わる手続きの把握をする。 ・他市町村の各種申請書の性別欄について状況の調査を行う。	
			基本目標Ⅱ35～39歳女性の労働力率(国勢調査) 現状値：75.5% ⇒ 目標値(R7)：78.0%																	
	ワークライフバランスの実現のための家庭生活における男女の助け合いの推進	3	3-1	男性の家事育児介護等への参加促進	妊娠届出・新生児訪問・乳幼児健診等に父親が出席、参加しやすい環境づくりを行う。	住民福祉課	家事の役割分担の現状における「平等」の割合	16.50%	増加	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
					男性の家事力を高めるための各種講座を実施する。		男性向け料理教室の開催回数	年2回	年3回	情報発信	講座	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
3-2			男性の育児休暇取得の促進	男性職員に向けた、村の育児休暇の紹介及び育児休暇取得を奨励する。(育児計画書の提出等)。	総務課	育児計画書作成	随時対応	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒			
3-3			ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	庁内の時差出勤を奨励。 ワーク・ライフ・バランス等の法制度・政策について職員研修を実施する。 県などとの連携により、短時間勤務や育児・介護休暇の取得しやすい環境づくりが進むよう村内企業への啓発を進める。	総務課 産業振興課	男性職員の育児休暇取得率	0.00%	30.00%	時差出勤継続実施・有給取得の増加	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
								啓発資料の検討	啓発資料の配布	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒				

基本目標	No	施策	取組	具体的な取組内容	主幹課	計画の目標値			年度別計画 重点的に取組む年度					令和3年度 取組状況		令和4年度以降の 方針					
						指標	現状値	目標値 (R7)	R3	R4	R5	R6	R7	目標	成果						
															達成率(%)		達成状況				
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	4	雇用の場における女性活躍の推進	4-1	企業の育休等の制度の整備と取得の促進	商工会を通じて村内事業者に対し、育休制度の整備や取得を促す啓発活動を実施する。	産業振興課	職場での待遇に差があると感じる分野「特になし」の比率	20.70%	増加	啓発資料の検討	啓発資料の配布	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	・啓発について商工会と検討(1回)			
			4-2	女性の再就職支援	商工会を通じて、村内事業者に対し、育児等の終わった女性を対象とした雇用機会を創出するための啓発活動を実施する。 関係機関と連携し、再就職を希望する女性向けの相談会、スキルアップのための講座の紹介などを行う。	産業振興課	事業者への啓発チラシ配布	—	50%	相談会の検討 スキルアップ講座の検討・開催	相談会の開催 スキルアップ講座の開催	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	・相談会2回及びスキルアップ講座6回		
			4-3	多様な働き方の推進	役場内にテレワークを導入し、職員の利用を促進する。	総務課	年1回以上テレワークを利用した職員数	—	50%	テレワーク導入	全職員テレワーク実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	7月～テレワーク運用を開始する。		
	5	農家等自営業における男女共同参画の推進	5-1	農業分野の女性リーダーの育成と活動支援	次世代リーダーとなり得る女性農業者の育成や新たなチャレンジのための研修等の機会を支援する。 村内の女性農業者グループの学びの場、取組の活性化のためのグループ活動を支援する。 2019年度から始まった女性農業者セミナーを継続的に開催し、農村生活マイスター認定につなげる。	産業振興課	農村生活マイスター認定者数	8名	10名	女性農業者セミナーへの参加啓発及び支援	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	・女性農業者セミナーへの参加啓発(1回)		
			5-2	女性の就農支援	朝日アグリ・チャレンジセンターにて行う新規就農支援と合わせて女性の就農支援に取り組む。	産業振興課	「NAGANO農業女子」登録数	0名	5名	農業の魅力啓発	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	・農業の魅力をホームページで発信する。(NAGANO農業女子へのリンク設定等)		
			5-3	家族経営協定締結の促進	広報、回覧板、女性農業者セミナー等を活用し制度を周知し、家族経営協定の締結を推進する。	産業振興課	家族経営協定の締結数(累積)	23世帯	30世帯	家族経営協定の啓発	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	・回覧板等による啓発(2回)		
	6	政策・方針決定の場における女性活躍の推進	6-1	行政機関における女性管理職の積極的な参画推進	男女関係なく、適材適所の配置・昇格に勤める。	総務課				人事評価に関する研修2回	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	人事評価に関しては5月に個人の目標設定研修、10月に評価者研修を行い、適正な人事評価を図る。		
			6-2	村の審議会、委員会への女性委員の登用促進	村の審議会、委員会の選出時に女性枠を設けるなど、女性委員の登用を促進。	全庁	審議会、委員会等の委員に占める女性の割合	20.10%	25%	委員会設置時随時対応	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	・朝日村行政改革推進委員会女性委員(20%)(総務課) ・朝日村男女共同参画審議会(R2 50%⇒R3 60%)(総務課) ・朝日村地域公共交通協議会委員女性委員(R2 3.44% → R6.8%) 29人中1人 → 2人(企画財政課) ・今年度中に任期となる環境審議会及び上下水道審議会審議会への女性登用を全体の10%以上とする。(建設環境課)		
			6-3	村議会における女性議員の活躍推進	朝日村議会の女性議員の人数増加を目指す。	総務課	村議会議員選挙の候補者に占める女性の割合	10.00%	35.00%	広報等で呼びかけ	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	・広報へ年1回・議会がよりにて年1回一般の村民へ呼びかけを行う。 ・議会事務局を通じ、議会への働きかけを行う。		
7	地域・自主活動における男女共同参画の推進	7-1	地域組織における女性リーダーの育成支援	区長、地区長の女性選出を呼びかける。 正副公民館長・分館長に女性を登用するよう選出する地区や団体に働きかける。	総務課 教育政策課	区、区長の役職における女性の割合(全体)	0.00%	10.00%	呼びかけ	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	・7月の区長会にて女性役員の選出を呼びかける。			
		7-2	自主的な女性活動団体への支援	女性団体が活動しやすくなるよう、国、県、他市町村とのつなぎ役を担い、支援を行う。	全庁	公民館関係の役職における女性の選出(累積)	0人	1人以上											令和3年度から副公民館長に女性を選出。		

基本目標III 本村で「暮らしやすい」と回答した人の割合 現状値：61.4% ⇒ 目標値(R7)：65.0%

8	非常時における男女共同参画の推進	8-1	感染症拡大や災害等の非常時における女性活躍の推進	災害時の避難所運営に関し、避難所運営委員会設置の際には積極的に女性を起用し、避難者女性に対して配慮できる体制を整える。 避難所運営に際し、看護師等が避難者女性の相談に乗れる体制づくりをする。	総務課				計画確認、情報発信	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	防災計画、避難所運営マニュアルには記載済みのため、有事の際には計画に沿った体制づくりの実施を行う。		
		8-2	男女共同参画の視点に立った災害対策	内閣府作成「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に則り、周知と、女性視点の防災・復興体制の強化及び災害発生時における必要な対応を実施する。 防災会議への女性委員の登用を推進し、防災計画に女性視点からの対策を盛り込む。	総務課	防災会議の委員に占める女性の割合	6.70%	15.00%	情報発信・会議実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	有事の際には必要な体制を積極的に行っていく。引き続き防災会議へは、積極的な女性の参加を募っていく(防災会議の女性委員 令和2年度実績 30人中5人 16.6%)	

基本 目標	No	施策	取組	具体的な取組内容	主幹課	計画の目標値			年度別計画 重点的に取組む年度					令和3年度 取組状況		令和4年度以降の 方針			
						指標	現状値	目標値 (R7)	R3	R4	R5	R6	R7	目標	成果				
															達成率(%)		達成状況		
III 安心・安全 な暮らしの 実現	9	ライフステージに応じた健康支援	9-1	女性の心とからだ(妊娠・出産等)に関する学びの機会充実と支援	広報や健康情報誌等の媒体を使って、思春期や更年期に関する情報を提供。 妊婦健診と産婦健診の補助を行うとともに必要に応じて保健師による支援を行う。 新生児訪問時に産婦の心身の状況の確認を行い、必要に応じて保健師による支援、専門機関の紹介を行う。	住民福祉課	思春期や更年期に関する情報提供回数(広報・健康情報誌等)	年0回	年1回	情報発信 相談	⇒	⇒	⇒	⇒	更年期に関する情報を健幸の窓にて1回周知し、更年期で苦しむ女性が過ごしやすい環境をつくる。 女性の心身の相談に通年で10回以上応じ、状況によっては専門機関につなげる。				
			9-2	健康寿命延伸のための健康づくりの促進	循環器健診や各種がん検診の実施、受診を勧奨。 健診結果に応じて専門職(保健師、管理栄養士)による生活改善支援や受診を勧奨する。 一般介護予防事業(再彩クラブ・転ばんジェントルマンとレディーの会・さんでい講座・高齢者ふれあい学習・若返りのパワーアップ教室・スポーツボイス)を実施する。男性向けの講座を開催し、男性の参加を促進する。	住民福祉課	介護予防教室への参加割合(男女比)	女：男 =95：5	女：男 =90:10	健診 介護予防 教室の実 施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	特定健診受診率60%以上と胃がん20%以上、肺がん40%以上、大腸がん30%以上の受診率で病気の早期発見・治療と結果報告会の2回以上の実施と月5人以上の健康相談の実施 一般介護予防事業の実施(開催回数 150回 参加者数 延3,000人)		
			9-3	人生100年時代の男女のいきが いづくりと就労促進	住民福祉課・産 業振興課・朝日 アグリ・チャレ ンジセンター	65歳以上人口に占める就 業により収入を得ている 者の割合	67.50%	70.00%	ヤングコーン とケール 参加者10名	2品目 参加者 10名	2品目 参加者 11名	2品目 参加者 12名	2品目 参加者 13名	アグリ・チャレンジセンターが中心となり、 退職後の時間をもて余している方々を対象に 「月3万円ビジネス」と銘打って、経験豊富 な農業者を講師に講習会を開催し、生きがい や収入を得る楽しみある生活を旨とする。今年 度は、ヤングコーンとケールの栽培講習を7 月、品目ごと開催予定。					
	住民福祉課	企業と高齢者のつなぎの支援や、あさひ健幸ポイント事業 による高齢者の活動参加の促進等を検討する。			健幸ポ イント事 業の 実施	⇒	未定					高齢者が健康で長生きできるよう支 援の実施。							
	10	暴力やハラスメント の根絶	10-1	DV等の暴力に関する相談支援 と適切な連携体制の整備	県の「女性相談センター」や「あいとびあ」等と連携しながら、 共同で相談支援を行う。 事例が発生した場合は緊急度に応じて警察や県の相談機関に 繋げる、避難の必要がなければ頻回に状況を確認し、対応を検討 するなど、ケースに応じた適切な対応を行う。	住民福祉課				随時対 応	随時対 応	随時対 応	随時対 応	随時対 応	随時対 応	県「女性相談センター」や松本福祉 事務所と協力し、発生時は事例の生 命と健康に配慮し速やかな対応を実 施する。			
			10-2	DVやハラスメントに関する教 育の推進	総務課	役場職員を対象とした 研修の開催回数	—	年1回	男女共同 参画に 関する 研修を 実施・ 広報に て特集	広報に て特集	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	・ 広報でDV、ハラスメントに関する 特集を年1回組む。 ・ 9～10月にLGBT等の男女共同参画 に関する職員向け研修を実施。			
					産業振興課	事業者への啓発チラン 配布	—	年1回	啓発資料 の配布	啓発資 料の配 布	⇒	⇒	⇒	⇒	ハラスメントの資料を、商工会を通 じて村内企業に配布(1回)				
			10-3	被害者の自立に向けた支援	若い世代の被害者や加害者を生み出さないための小中学校 における人権教育やDV等に関する学びの機会をつくる。	教育政策課				年間を通 じて実施	⇒	⇒	⇒	⇒	年間を通じて、ネットモラルの教育の実施 コロナ感染による出勤中傷など人権教育の式施 11月を仲長し月間として人権を考える授業を行う				
	11	困難を抱える女性等 への支援	11-1	ひとり親家族への支援	DV被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧 を制限する。	住民福祉課				新規 件数 1件	新規 件数 1件	新規 件数 1件	新規 件数 2件	新規 件数 2件	引き続きDV被害者の申し出により、被害 者の住民基本台帳の閲覧を制限する。				
11-2			貧困家庭への支援	支援を必要とするひとり親家族に対して、関係機関へつな ぎ、適切な支援を行う。 就労支援機関と連携し、就労を促進する。	住民福祉課	ひとり親家庭への就業 支援件数(相談及び関係 機関への紹介)	2件	3件	随時 相談 2件	随時 相談 2件	随時 相談 3件	随時 相談 3件	随時 相談 3件	随時 相談 3件	相談等あれば関係機関へつなぎ、適切な 支援を行う。就労支援機関と連携し、就 労を促進する。				
11-3			障がい者への男女共同参画視 点での支援	地域の関係機関と連携し、生活困窮者の早期発見に努め、 相談支援を行う。 既存の事業等での受け入れ態勢を強化し、「参加支援」と して就労や住居の確保等、自立に対する支援を行う。	住民福祉課 社会福祉協議会 自立支援相談機関 まいさば東筑	障がい者福祉施設から 一般就労への移行者数	0人	1人	随時相談 対応	随時相 談対応	随時相 談対応	随時相 談対応	随時相 談対応	随時相 談対応	まいさば、社協、自立支援協議会と 共同し、ひとり暮らし体験事業1人、 就労定着事業等1人をすすめる。				
			相談窓口を設け、必要に応じて関係者を招集し、検討会議 を開く。 村だけで解決できない事案については適切な機関につな ぐ。	住民福祉課				随時相談 対応	随時相 談対応	随時相 談対応	随時相 談対応	随時相 談対応	随時相 談対応	まいさば、社協、自立支援協議会と 共同し、随時支援会議実施中。現在 2名支援中。					

(3)-② 条例素案の検討について
ウ 本文

【前文】 委員の方からのご提案

私たちの朝日村は、縄文のいにしえからの歴史と文化を持ち、先人たちのたゆまぬ努力により、農業を基幹産業とした自然豊かな村へと発展してきた。

美しい郷土と人々の安らかな暮らしを将来の村民につなぐことは今を生きる私たちの重要な責務である。

しかしながら、日本を取り巻く超少子・高齢化や社会経済情勢の急速な変化と、国際社会における男女平等の実現に向けた取組の中で、朝日村の状況を見ると少子高齢化による人口減少は深刻であり、いまだに根強い性別役割分担意識や地域・職場等の慣行が残る等、課題は大きい。

こうした中求められるのは、男女が互いに尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現である。

これらの認識のもと、村と村民と事業者が協働して築く男女共同参画を推進するため、この条例を制定する。